

集団指導の概要について

令和7年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

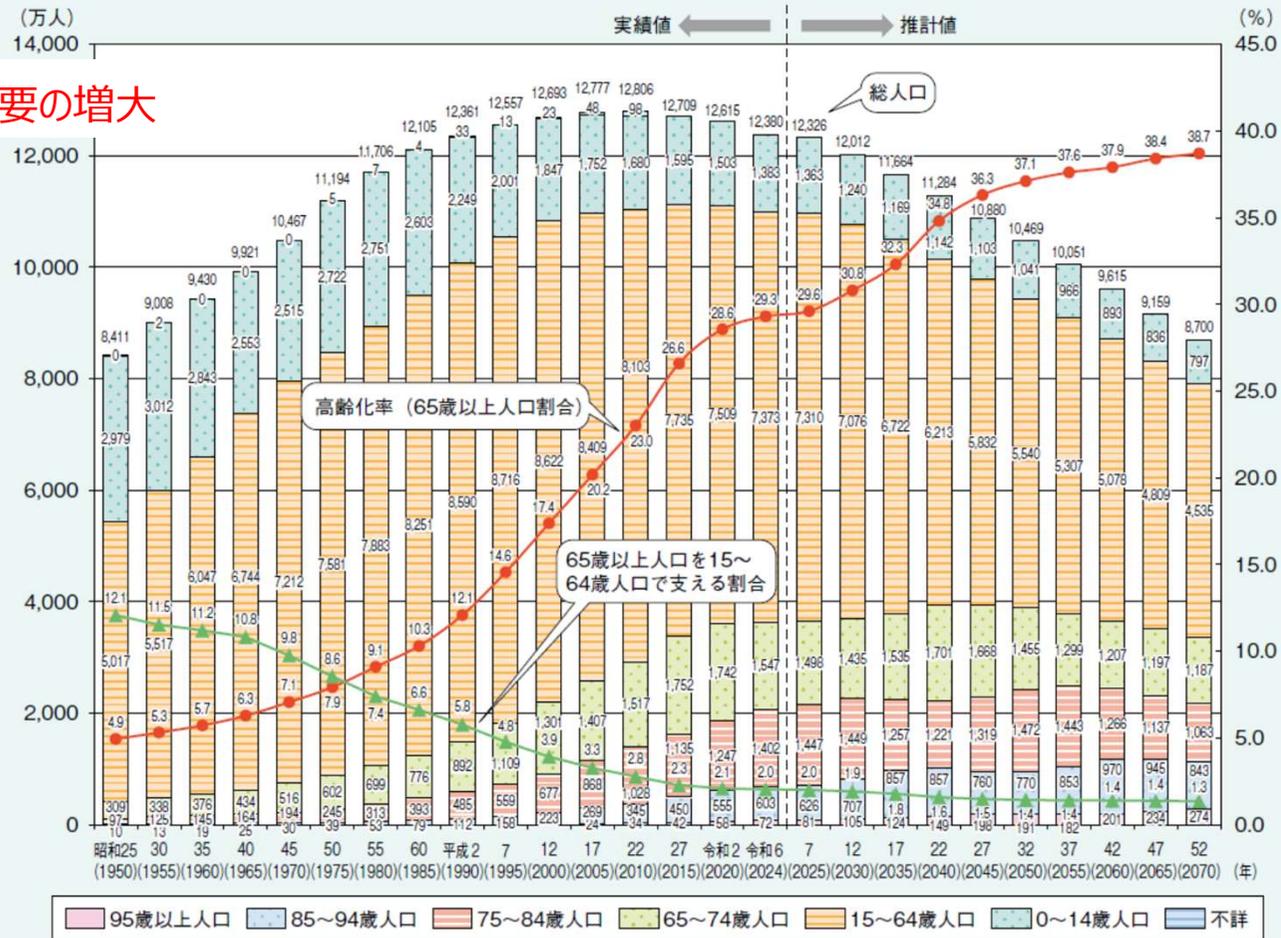
目次

1. はじめに
2. 介護サービス利用者に対して担う責任
3. 指導・監督業務について
4. 尾三地区自治体間連携による運営指導について
5. まとめ

1.はじめに 近年日本の人口は長期の減少過程に入っており、2070年には8,700万人になると推計されているが、高齢化率は上昇を続けると予測されている。

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計

更なる介護需要の増大



出典：令和7年度版高齢者白書

令和7年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

2. 介護サービス利用者に対して担う責任

介護保険事業者等は、介護サービスを必要とする利用者に対し、介護保険法に規定されている目的を果たすよう適切にサービスを行わなくてはならない。

介護保険法（平成9年法律第123号）

（目的）

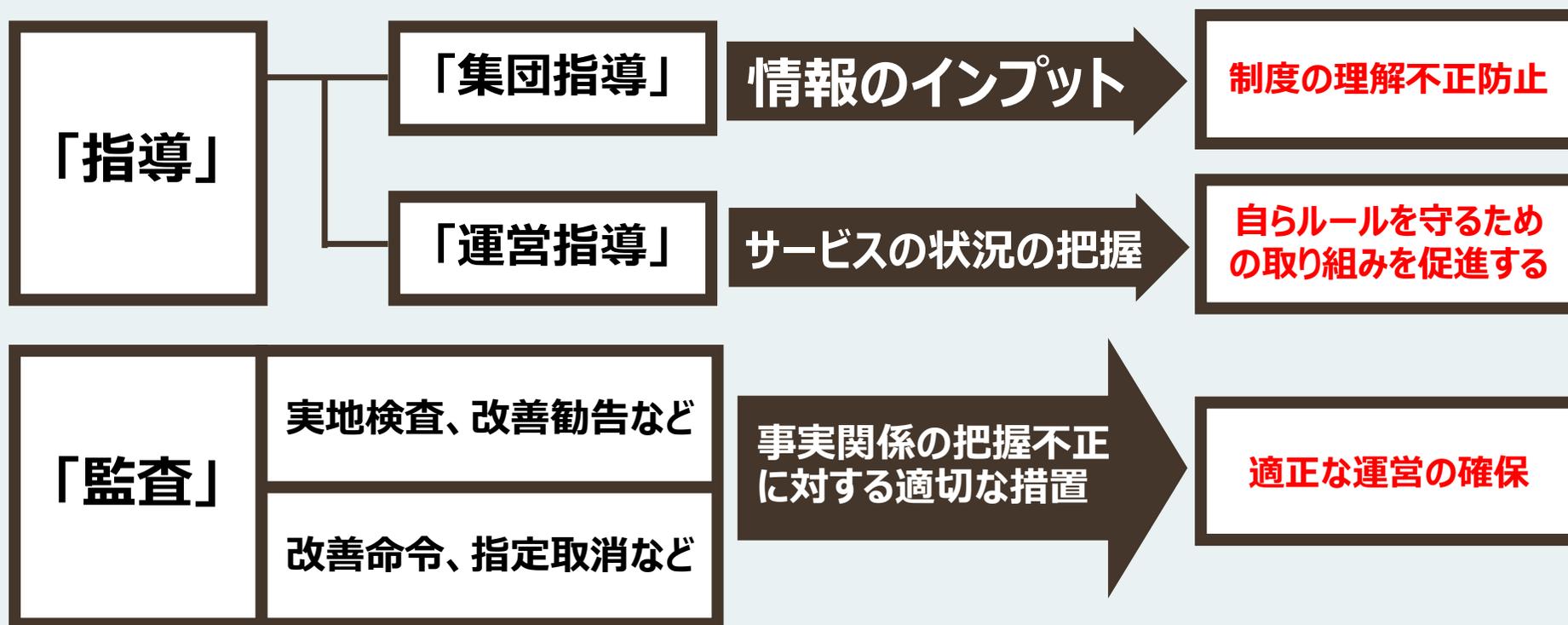
第一条

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（国や自治体等の行政機関は、これらの責任を担う介護保険事業者等が適正にサービスを行うことができるよう支援する必要がある）

3. 指導・監査業務について

自治体等の行政機関は、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図るため、「サービスの質の向上の確保」及び「保険給付の適正化」を目的として介護保険事業者等に指導・監査業務を行っている。



3.指導・監査業務について

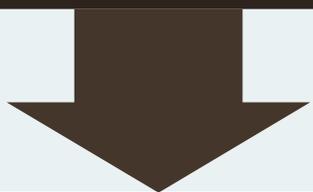
	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎居宅介護サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） <p>◎居宅介護支援</p>
予防給付を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>◎介護予防支援</p>

出典…介護保険制度の概要（令和7年7月厚生労働省老健局）

4.尾三地区自治体間連携による運営指導について

平成28年度に地域密着型サービス、平成30年度には居宅介護支援事業所について県から市町村へ指定・指導監督の権限移譲が行われた。

→市町村による指定・指導監督業務の実施
介護給付の増大



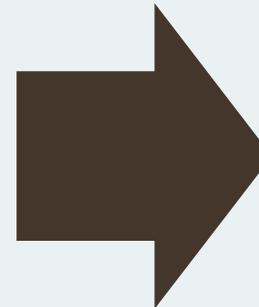
尾三地区自治体間連携構成市町
(豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町)

自治体間連携により、業務体制の確保、指定指導事務における質の担保及び向上を図り、適切な給付を目指す。

5.まとめ

集団指導とは…

- ・自治体が所管する事業所等が対象
- ・毎年度実施
- ・各自治体の実情に応じた内容
(介護保険制度の概要や報酬改定等)
- ・遵守すべき制度内容の周知



**集団指導による
制度の理解促進**

**適正な介護
サービスの運営**

■ 参考（指導監査業務に関連する法令等）

法律	介護保険法	
政令	介護保険法施行令	
省令	介護保険法施行規則	
	地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準 	居宅介護支援・介護予防支援 <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
告示	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準 等
通知	【解釈通知】 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について 【留意事項通知】 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	【解釈通知】 <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について 【留意事項通知】 <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

参考資料

- 介護保険施設等運営指導マニュアル
(令和6年7月改定厚生労働省老健局総務課介護保険指導室)
- 令和7年版高齢社会白書(内閣府)
- 介護保険施設等の指導監督について
(令和6年3月26日老発0326第6号厚生労働省老健局長通知)
- 介護保険制度の概要(令和7年7月厚生労働省老健局)

運営指導の実施状況について

令和7年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

目次

1. 令和7年度の運営指導実施状況について
2. 運営指導における指摘事項
3. 提供するサービスの第三者評価の実施について

1. 令和7年度の運営指導実施状況について

令和7年度介護保険事業所の運営指導実施数

(令和7年10月31日時点)

サービス種類	日進市	みよし市	長久手市	豊明市	東郷町	合計
居宅介護支援	2	2	1	4	3	12
介護予防支援（地域包括）	0	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	4	1	0	1	0	6
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	0	1	0	0	0	1
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	0	1	2	1	1	5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	1	0	0	1
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	1	0	0	1
令和7年度運営指導実施状況合計	6	5	5	6	4	26
令和7年度運営指導実施予定数	12	9	5	7	7	40

※運営指導は、概ね3年に1度行うものとしています。

2.運営指導における指摘事項

◆文書指摘（目的）

主に介護保険法令等に規定された内容に関する指摘事項

◆口頭指摘

主に介護保険法令等に規定されていないが、より良い事業所運営に資する助言的内容

令和7年度における指摘事項

➡「令和7年度運営指導における指摘事項一覧」を参照。

3. 提供するサービスの第三者評価の実施について

第三者評価とは・・・

第三者評価 = 福祉サービス第三者評価

社会福祉法人等の事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者・利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

効果

- ・各事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることができる。
 - ・結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報になる。
- 実施については**任意**。重要事項として**実施の有無の記載**が求められる。

【実施している場合】

- ・実施した直近の年月日
- ・実施した評価機関の名称
- ・評価結果の開示状況

実施の有無とあわせて記載すること

ありがとうございます。